［削る］

47‖
～
50‖　［略］

［削る］

51‖
・
52‖　［略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～49　略］

50　法別表第五第二十五号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　第二種旅行業、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業若しくは旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

47‖　法別表第四の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　地域限定特例通訳案内士の生存の事実の確認

48‖
～
51‖　［同上］

52‖　法別表第四の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　奄美群島特例通訳案内士の生存の事実の確認

53‖　法別表第四の八の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　小笠原諸島特例通訳案内士の生存の事実の確認

54‖
・
55‖　［同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～49　同上］

50　法別表第五第二十五号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　第二種旅行業、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業若しくは旅行業者代理業の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答